

第1回神戸市放課後児童クラブ基準検討会

日 時：平成25年12月19日（木）10時～

場 所：神戸市役所3号館9階 3091会議室

1. 委員紹介
2. 検討会の運営について
3. 児童福祉法の改正について
4. 神戸の放課後児童クラブの現状について
5. 国の検討状況について
6. 次回検討会について

(配付資料)

- ① 座席表
- ② 委員名簿
- ③ 神戸市放課後児童クラブ基準検討会開催要綱
- ④ 神戸市有識者会議傍聴要綱
- ⑤ 児童福祉法の改正について
- ⑥ 放課後児童クラブ主な改正事項（国の資料抜粋）
- ⑦ -1 神戸市における学童保育事業の沿革
-2 放課後児童クラブ登録児童数の推移
-3 市内放課後児童クラブの設置・運営状況について
- ⑧ -1 従事する者・員数
-2 児童の集団の規模
-3 施設・設備
-4 開所時間
-5 対象となる児童

○放課後児童クラブ基準に関する専門委員会 報告書（案）

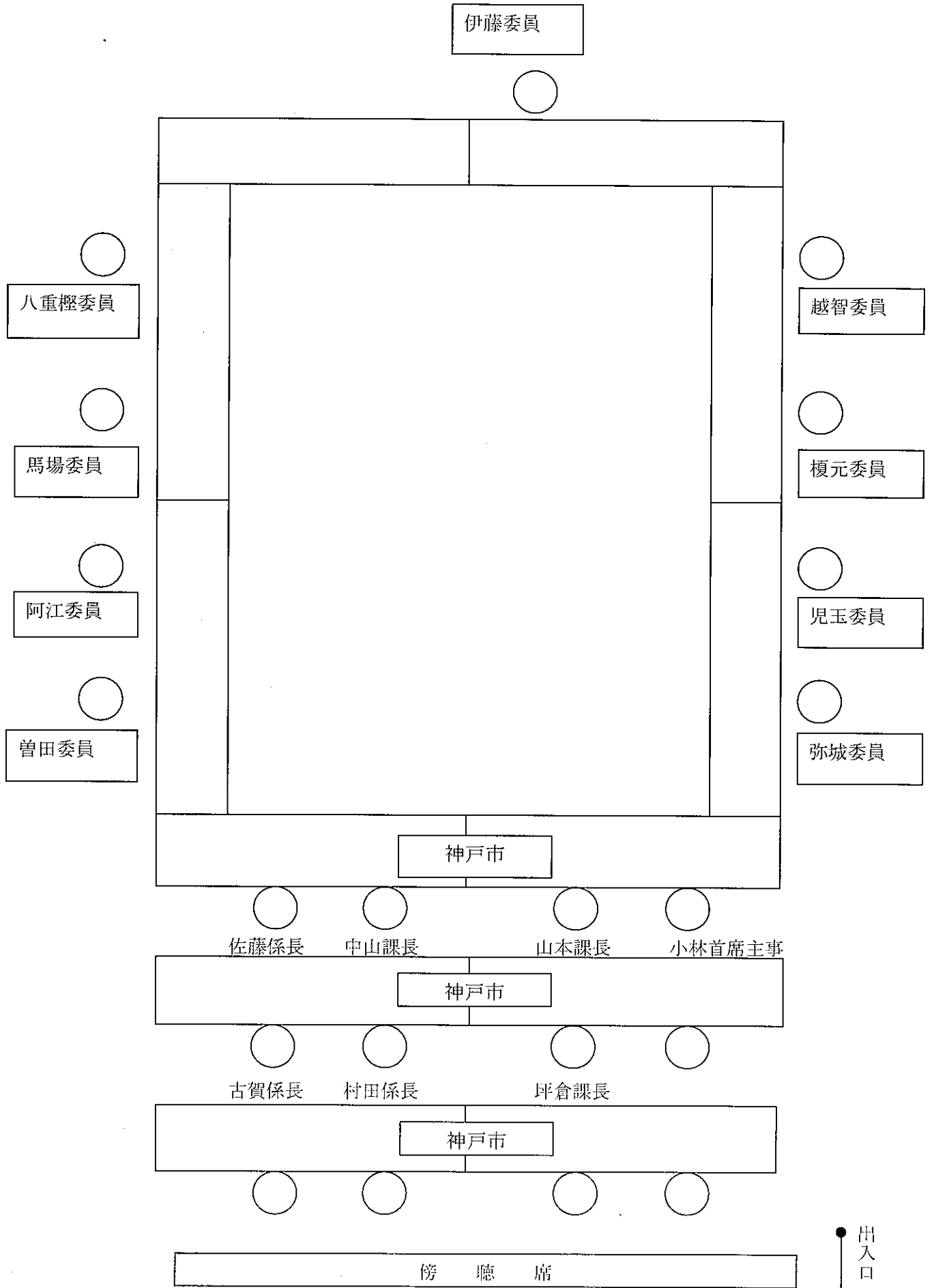
平成 25 年 12 月 11 日開催 第 7 回専門委員会配布資料 厚生労働省ホームページより

○神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準

○放課後児童クラブガイドライン

平成 19 年 10 月 19 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知

座 席 表



神戸市放課後児童クラブ基準検討会委員

(敬称略)

学識経験を有する者（2人）

会長	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授 伊藤 篤
	福山市立大学教育学部児童教育学科	教授 八重樫 牧子

学童保育事業・学校教育に携わる者（5人）

	神戸市民間児童館協議会	馬場 一郎
	神戸市社会福祉協議会児童館長会	代表幹事 阿江 真由美
	神戸市学童保育連絡会	会長 曾田 和徳
	神戸市子ども・子育て会議 (特定非営利活動法人 S - p a c e 理事長)	委員 越智 正篤
	神戸市小学校長会	幹事 榎元 十三男

行政関係者（2人）

	こども家庭局子育て支援部	部長 児玉 成二
	教育委員会事務局総務部	担当部長 弥城 正幸

委員 9 人

神戸市放課後児童クラブ基準検討会開催要綱

平成 25 年 11 月 1 日
こども家庭局長 決定

(趣旨)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めるため、「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」を踏まえた意見を有識者及び実務者等から幅広く求めることを目的として、神戸市放課後児童クラブ基準検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学童保育事業に携わる者
- (3) 学校教育に携わる者
- (4) 児童福祉行政及び学校教育行政に携わる者
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、10 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員（前条第 1 項第 4 号に掲げる者のうちから任命されたものを除く。以下この条において同じ。）の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第 4 条 こども家庭局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 こども家庭局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

第 5 条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、こども家庭局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、こども青少年課長が定める。

附 則（平成 25 年 11 月 1 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

〔平成25年3月27日〕
市長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

児童福祉法の改正について

1. 子ども・子育て関連3法の成立

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

2. 放課後児童クラブに関する児童福祉法の主な改正点（別紙参照）

- ・対象児童の見直し
- ・基準の法定

児童福祉法 第三十四条の八の二（抜粋）

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3. 国の動向（検討状況）

平成25年5月		放課後児童クラブの基準に関する専門委員会設置 (社会保障審議会児童部会)
平成25年5月29日	第1回	放課後児童クラブの現状について 等
平成25年6月26日	第2回	放課後児童クラブの基準について
平成25年7月24日	第3回	放課後児童クラブの基準について
平成25年9月30日	第4回	関係団体からのヒアリング
平成25年10月23日	第5回	これまでの議論を踏まえた更なる検討
平成25年11月11日	第6回	放課後児童クラブの基準について
平成25年12月11日	第7回	報告書（案）について

4. 条例制定のスケジュール（予定）

平成25年12月19日	第1回	検討会
平成26年1月	第2回	検討会（国が定める基準について検討・意見徴収）
平成26年2月	第3回	検討会（国が定める基準について検討・意見徴収）
（平成26年3月	第4回	検討会）
平成26年4月		パブリックコメント
平成26年6月		神戸市議会上程

放課後児童クラブの主な改正事項

		新制度施行後														
対象児童	現行 おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することもを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)														
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]														
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]														
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供														
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進														
計画等	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村行動計画」の策定。 総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</p>														
費用負担割合	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">保護者負担</td> <td style="border: none;">事業主拠出金(国)</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">都道府県</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> </table> <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">保護者負担</td> <td style="border: none;">事業主拠出金(国)</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">都道府県</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> </table> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3
保護者負担	事業主拠出金(国)		1/3													
	都道府県		1/3													
	市町村	1/3														
保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3														
	都道府県	1/3														
	市町村	1/3														

神戸市における学童保育事業の沿革

- 昭和41年 文部省が「留守家庭児童育成事業」（市町村に対する助成）を制度化
これに基づき、神戸市教育委員会で「ひまわり学級」（放課後に主として
小学校施設を利用）を実施（昭和46年に廃止）
- 昭和47年 地域方式学童保育が鶴甲で自宅開放という形で開始
神戸市が「学童保育事業助成要綱」を制定し、地域方式学童保育への助成
を開始
- 昭和48年 神戸市立児童館で学童保育開始（市内13館中、4館）
定員15人（昭和62年廃止）
- 昭和49年 神戸市が「かぎっこママ方式」（自宅で学童保育を実施）助成制度を創設
- 昭和51年 厚生省が都市児童健全育成事業（都市部において、地域のボランティア等
の協力により子どもの保護と健全育成の活動に対する補助）を開始
- 平成元年 神戸市立小学校に学童保育コーナーを設置（2ヵ所）
- 平成3年 神戸市が福祉施設方式学童保育助成制度を創設
厚生省が都市児童健全育成事業の一事業として実施していた「児童育成
クラブ」を放課後児童対策事業（専任職員の配置）として制度化
- 平成10年 放課後児童健全育成事業が法制化（児童福祉法等）
厚生労働省が「放課後児童健全育成事業実施要綱」を制定
- 平成14年 神戸市が法人方式学童保育助成制度を創設
- 平成16年 神戸市が地域団体方式学童保育助成制度を創設
- 平成18年 神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会を設置
- 平成19年 「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」を策定
文部科学省及び厚生労働省より「放課後子どもプラン推進事業の実施に
ついて」通知
神戸市放課後子どもプラン推進委員会を設置
- 平成20年 公設施設において受益者負担（利用料）徴収開始

放課後児童クラブ登録児童数の推移

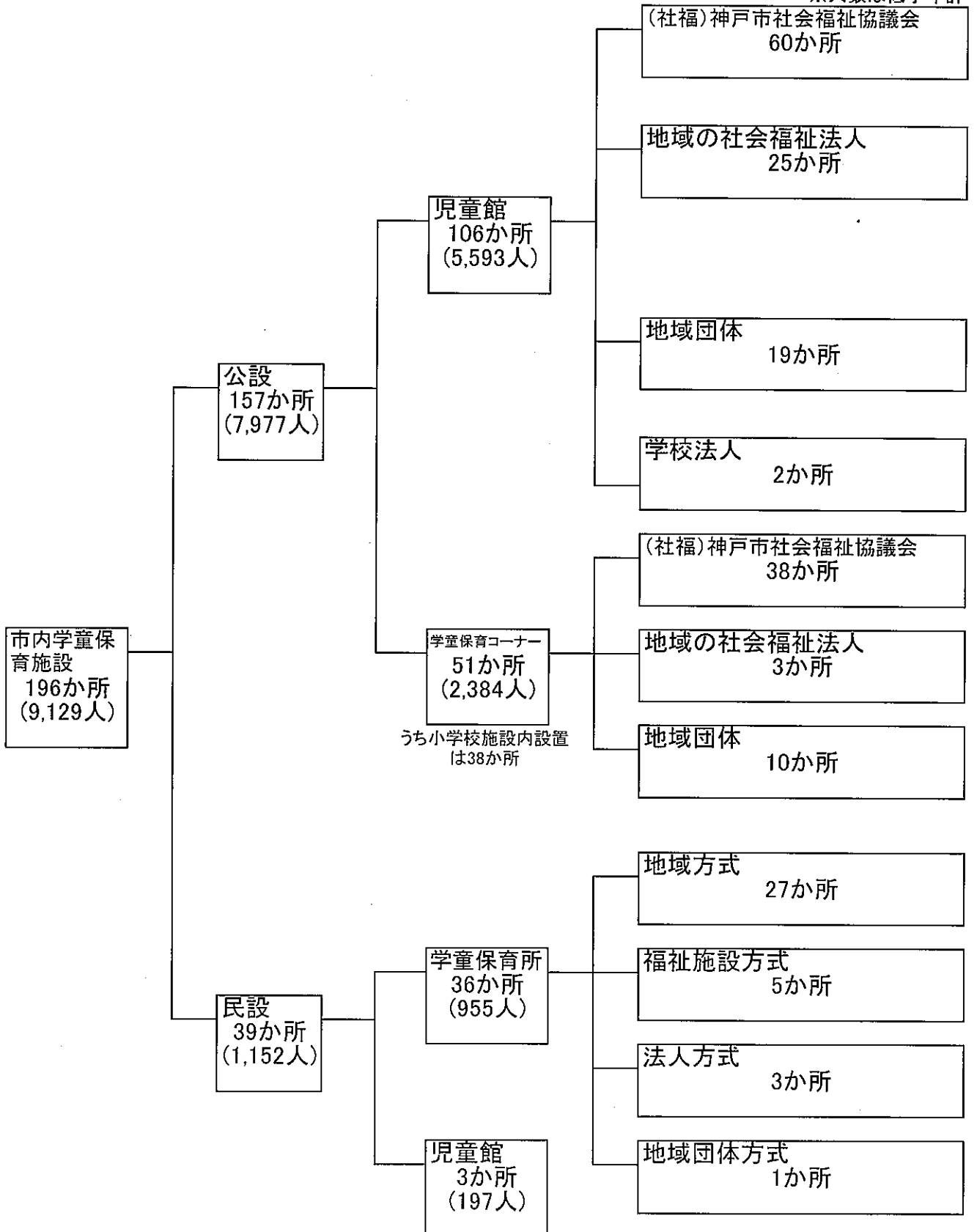
(各年度5月1日現在)

利用者(か所数)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
公設	児童館	5,638 (106)	5,517 (106)	5,515 (106)	5,528 (106)	5,593 (106)
	学童保育コーナー	1,875 (42)	1,987 (45)	2,006 (45)	2,209 (49)	2,384 (51)
民設	児童館	150 (2)	122 (2)	133 (2)	163 (3)	197 (3)
	学童保育所	884 (36)	915 (36)	976 (36)	953 (37)	955 (36)
合 計		8,547 (186)	8,541 (189)	8,630 (189)	8,856 (195)	9,129 (196)

市内放課後児童クラブ施設の設置・運営状況について

平成25年5月現在(児童数は5月現在)

※人数は低学年計



○従事する者・員数【従うべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準【抜粋】

資格等

放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、次のような資格保持者・経験者等が望ましい。

- ア. 厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」
- イ. 特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭（児童福祉施設最低基準第 38 条第 2 項第 4 号に該当する者を除く）、養護教諭及び栄養教諭免許保持者
- ウ. 障害者福祉事業・施設で利用者の援助にあたる職に 2 年以上従事した者
- エ. 設置主体が定める研修を受講する者

指導員等の配置基準

- ア. 施設長、またはその役割を果たす指導員 1 人を常勤で配置する。
- イ. 上記のアに加え、専任の指導員配置は次のとおりとする。
 - (ア) 児童数 19 人以下の場合は指導員 1 人以上
 - (イ) 同 20 人以上の場合は指導員 2 人以上
- ウ. 障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。

国 第 7 回検討委員会配布資料 報告書(案)【抜粋】

従事する者 P4

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当するものであって、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援などに必要な知識・技術の習得するための研修を受講したものとすることが適当である。
- ・必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。
- ・ただし、有資格者以外の者についても、着任時の研修の受講を推奨することが適当である。

員数 P6

- ・子どもの安全や育成・支援の質を確保する上で職員は 2 人以上配置することとし、うち 1 人以上は有資格者とすることが適当である。
- ・小規模のクラブ（20 人未満のクラブ）については、職員の員数は 2 人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1 人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

「児童の遊びを指導する者」の基準

(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

- 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 保育士
- 社会福祉士
- 高卒等の者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）
- 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認められた者

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
若しくは通常の課程による十二年の学校教育を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有する者
- 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

- イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、社会学、社会学、社会学、社会学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、社会学、社会学又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、社会学、社会学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、社会学、社会学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

○児童の集団の規模【参酌すべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

適正な人数規模

児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの適正な人数規模は、厚生労働省の方針を踏まえ、1クラブ当たり最大70人までとする。ただし、現状で超えているところについては、設置主体が中心となり分割等を行い段階的に改善する。

神戸市の状況

過密・大規模施設状況（25年度） 公設：2.31㎡未満 民設：1.98㎡未満

- ・過密 公設：29か所（うち過密・大規模13か所）／157か所
民設：12か所／39か所
- ・大規模 公設：10か所（過密を除く）
民設：3か所

国 第7回検討委員会配布資料 報告書(案)【抜粋】

児童の集団の規模 P6

- ・児童の集団規模はおおむね40人までとすることが適当である。
- ・児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること。
- ・「児童数」の考え方については、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

○施設・設備【参酌すべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

面積基準

公設（集団遊びをするスペースを含め、1人当たり2.31㎡以上）、民設（1人当たり1.98㎡以上）の確保を各々目指している現状を踏まえ、当面は、公設のように集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1人当たり2.31㎡以上を確保する。集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1人当たり1.98㎡以上を確保する。今後、他の地方公共団体の基準や類似の施設の面積基準を考慮して見直しを行っていく。

神戸市の状況

過密・大規模施設状況（25年度） 公設：2.31㎡未満 民設：1.98㎡未満

- ・過密 公設：29か所（うち過密・大規模13か所）／157か所
民設：12か所／39か所
- ・大規模 公設：10か所（過密を除く）
民設：3か所

国 第7回検討委員会配布資料 報告書(案)【抜粋】

施設・設備 P7

- ・専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用できる部屋又はスペースと捉えることが適当である。
- ・面積については、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。
- ・「児童数」について、「児童の集団の規模」と同様で捉えることが適当である。
- ・体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、子どもの安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

○開所時間【参酌すべき基準】

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

平日は1日4時間以上、学校休業日等は1日8時間以上とする。

開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後6時まで、学校休業日は午前9時から午後6時までを目安とする。

さらに、保護者等の労働などの実態に合わせてさらなる延長等も検討する。

神戸市の状況

（1）公設（指定管理方式）

- ・平日：放課後から午後5時まで（午後6時までの延長あり）
 - ・学校休業日：午前8時30分から午後5時まで（午後6時までの延長あり）
 - ・土曜日：午前9時から午後5時まで（午後6時までの延長あり）
- ※午後6時を超えた延長は、指定管理者の自主事業で実施している。

（2）民設（助成方式）

- ・各運営主体の判断により、開設時間を設定している。
- ・平成18年度より午後6時を超える開設については助成を行っている。

（3）午後6時を超えた延長実施状況（25年度）

- ・公設：24か所（午後7時まで23か所、午後8時まで1か所）
- ・民設：33か所（午後6時15分まで3か所、午後6時30分まで5か所
午後7時まで17か所、午後7時を超える延長8か所）

国 第7回検討委員会配布資料 報告書(案)【抜粋】

開所時間 P9

- ・平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めることとすることが適当である。

○対象となる児童

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（抜粋）

本事業が優先的に対象とするのは、放課後児童クラブを必要とする就学児童で概ね10歳未満の児童であるが、各クラブの状況に応じて、高学年児童も受け入れる。その他、児童の生活環境や発達状況等からみて、放課後児童クラブでの受け入れが必要な児童も対象とする。

神戸市の状況

(1) 公設（指定管理方式）：25年度登録児童数 7,977人

- ・対象：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から小学3年生までの児童
- ・定員：なし
- ・高学年の受け入れ：指定管理者の自主事業として52人以下かつ過密でない施設で実施

(2) 民設（助成方式）：25年度登録児童数 1,152人

- ・各運営主体の判断により、4年生以上の高学年の受け入れを行っている。
- ・平成22年度より高学年を含めた場合の助成ランクを新設した。

(3) 高学年受け入れ状況（25年度）

- ・公設：22か所／157か所・87人
- ・民設：30か所／39か所・398人

国 第7回検討委員会配布資料 報告書(案)【抜粋】

その他の論点

(2) 対象年齢の明確化について P12

- ・児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童が放課後過ごす場としては、多様な居場所があることに留意する必要がある。
- ・児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受け入れを義務化したものではない。